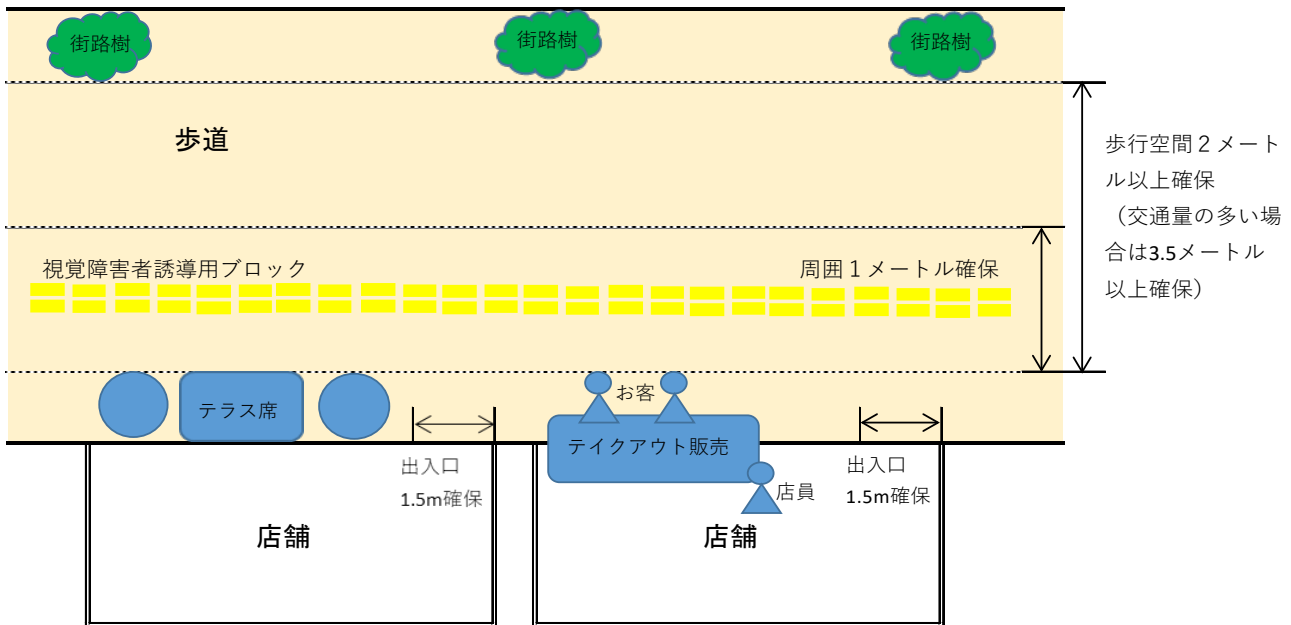


設置例

車道



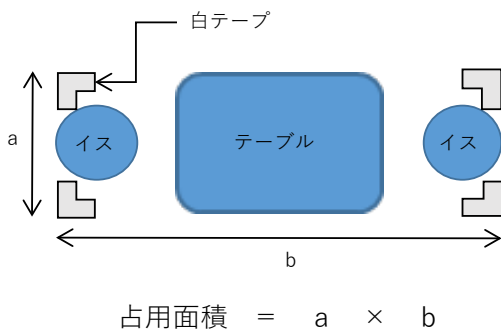
【対象】

- ・ 飲食店のほか、「3密」を回避するため、物品を店外で販売する店舗も対象とする。
 - ・ 設置できる物件は、「食事するための施設（テーブル・イス）」「テイクアウト商品を並べる施設（テーブルなど）」
- (沿道飲食店等が対象のため、キッチンカーや移動販売は対象外とする。)

【占用条件】

- ・ 設置例に示す条件を満たす歩道上であること。
- ・ 歩行者の通行に支障を与えないよう配慮すること。
- ・ 占用物件は営業時間以外は店舗内へ片づけること。
- ・ 占用場所の清掃等、日常の維持管理や、周辺の清掃や除草など道路維持管理への協力を行うこと。
- ・ 占用物件設置の際は、「3つの密を避けるため、令和2年11月30日までの緊急措置」であることを占用物件に表示すること。

【占用場所】



【交通量の多い場所とは】

- ・ 駅前やバス停付近など乗降客が集中する場所
- ・ 周辺施設におけるイベント開催時に歩行者が集中する場合